

# 生産性向上

制度の合理化やICTを活用した生産性向上を目的とし、現場技術者の専任義務の合理化やICTを活用した現場管理の効率化に関する規定を新たに設けています。

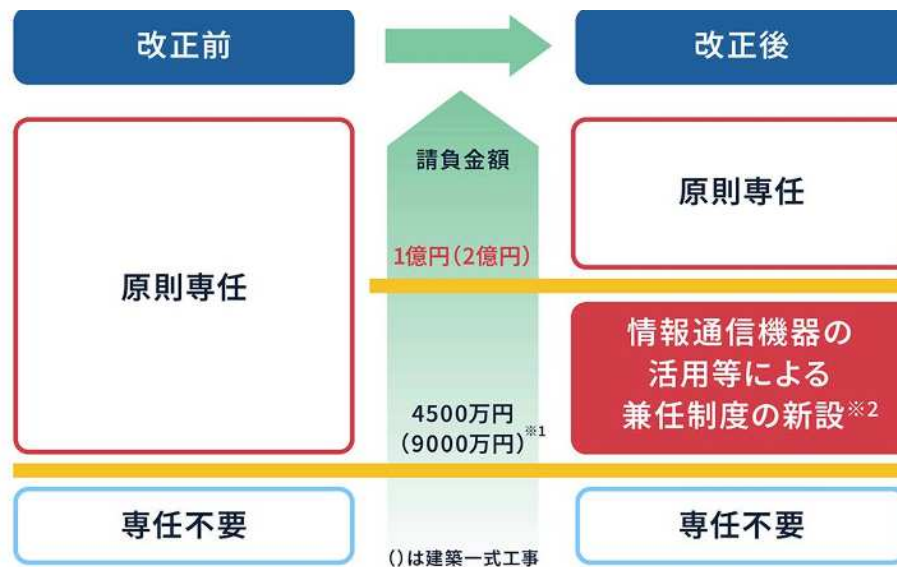
## 守りつづけるもの

請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の建設工事においては、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する場合、主任技術者又は監理技術者は2つの工事現場を兼任できることとしています。

## 関連施策

> [情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針\(ICT指針\)](#) 

> [監理技術者制度運用マニュアル](#) 



※1:近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引上げ済(施行日:令和7年2月1日)

※2:主任技術者・監理技術者に適応可能

補足:上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐するもの」<sup>(注)</sup>を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適応不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技術士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

の要件に合致する場合、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できることとしています。

## 関連施策

> [情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 \(ICT指針\)](#) 

> [監理技術者制度運用マニュアル](#) 

営業所に専任で置かれる技術者は、  
営業所における負債契約の締結・履行の業務を管理(第7条、第15条)

改正後

専任工事  兼務可  
監理技術者 or 主任技術者

〈一般建設業の場合〉

営業所  
営業所技術者

専任工事  兼務可  
主任技術者

注: 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、  
建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

よる現場管理の下請に対する指導を努力義務化していま  
す。

公共工事の発注者においては、ICT活用に関して工事受注  
者に対する必要な助言・指導等を行う旨が規定されてい  
ます。

国においては、令和6年12月に建設業においてICTを活  
用するにあたっての基本的な考え方や留意すべき点を示  
した「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を  
確保するための基本的な指針（ICT指針）」を策定・公表し  
ています。

